

埼玉県立歴史と民俗の博物館クルー設置要綱

(設置及び目的)

第1条 歴史と民俗の博物館（以下「館」という）では、新たに開設する夢・体験ひろばで実施するさまざまな参加体験型事業に、専門的な技術を保持する県民の参画を求めるとともに、県民の伝統文化に関する自主的活動の支援を目的として博物館クルーを置くものとする。

(資格)

第2条 クルーは次の条件を満たす団体とする。

- 1 クルーは、埼玉の地域文化（伝統工芸・地場産業・民俗芸能等）に根ざした活動テーマと専門的技術を保持する団体であること。
- 2 クルーは、館が実施する事業に専門的な協力を継続的に行う団体であること。

(登録)

第3条 クルーは次の条件により登録する。

- 1 前条に該当する団体で、規約、代表者、構成員名簿、活動計画を埼玉県立歴史と民俗の博物館長（以下「館長」という）に提出の上、館長が適当と認めた団体につき登録する。
- 2 クルーの登録期間は、登録した日の属する年度末までとする。ただし、引き続きクルーとして登録を希望する団体については、年度ごとに登録を更新できるものとする。
- 3 クルーは専門技術の維持・向上のため、館の施設及び備品を使用して自主研修を行うことができる。この場合は原則公開とし、来館者に対する専門技術の普及に努めるものとする。
- 4 館長は、クルーが自主研修を行う場合、施設使用料を免除することができる。

(登録の抹消)

第4条 館長はクルーが次の各号の一に該当する場合は登録を抹消することができる。

- 1 登録辞退を申し出た時
- 2 第2条に定める活動内容に反する行為を行った時
- 3 館の設置目的に反する行為があった時

(募集)

第5条 博物館は必要と認められるクルーの募集を行うものとする。募集時期は、その都度館長が定めるものとする。

(報酬等)

第6条 クルーが館事業に協力する場合には、材料実費以外は特別の事情がある場合を除き、報酬、交通費、食費等は支給しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。